

### 第 3 5 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 5 年 5 月 31 日（水）
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 委員会室 A

- 4 出席委員 13 人

1 番 寺崎秀子	2 番 小野寺昭一	3 番 坂上 修	4 番 佐藤美頭雄
5 番 斉藤哲子	6 番 開澤克明	7 番 山崎禎彦	8 番 鈴木英博
9 番 松田直人	10 番 酒井雅憲	11 番 北村浩光	13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲			

- 5 欠席委員 12 番 西永和美
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 5 番 斉藤哲子、6 番 開澤克明

- 9 議事内容

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
- 議案第 3 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第 35 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、5 番委員、6 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 3 報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。  
番号が 1 番から 4 番までの 4 件です。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。  
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 頁から 7 頁になりますので併せてご確認ください。  
  
続きまして、議案 5 頁をご覧ください。  
報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。  
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。  
議案は 6 頁から 10 頁になりますのでご覧ください。  
10 件の通知がありました。  
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。  
報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第 4 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 12 頁をご覧ください。  
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は13頁、14頁になりますのでご覧ください。

番号が3番から4番までの2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人（貸主）譲受人（借主）の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、（賃貸料）につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の8頁、9頁になります。農地法第3条の調査書については、説明資料の10頁、11頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第5議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は17頁、18頁をご覧ください。

番号が1番で1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し  
の時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の12頁、調査書が13頁に載せてありますので併せてご確認願います。

この案件につきましては、2月にあっせん成立し決定した案件でございますが、所有権移転前に所有者が死亡し、計画失効した案件です。再度、相続が完了したため相続人の方とのあっせんを行ったものです。

1番の案件について、あっせん案件でございますので、担当の委員さん

より、あっせんの補足説明をお願いします。

13 番委員

1 番です。

5 月 23 日から 5 月 29 日まで、あっせん回数 1 回で成立しています。

総額 5,604,960 円で成立しています。

議長

それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 6 議案第 3 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 19 頁をご覧ください。

議案第 3 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」説明します。

この案件については、令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知において、農業委員会は、毎年度、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を作成し公表することが義務付けられていますので、審議をお願いします。

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

(「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、朗読し説明する。)

議長

それでは、議案第 3 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」の説明が終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 3 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 7 議案第 4 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 4 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」説明します。

この案件についても、前議案同様に、農業委員会は、毎年度、「最適化活動の目標の設定等について」作成し公表することが義務付けられていますので、審議をお願いいたします。

それでは、議案 27 頁をご覧ください。

(「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を朗読し、説明する。)

議長

それでは、議案第 4 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」の説明が終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

局長

はい、議案 29 頁その他の 1 番、次回の定例会についてです。

次回、第 36 回の日程ですが 6 月 26 日（月）の 16 時 30 分からの開催をご提案したいのですがよろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員

問題なしの声

議長

それでは、6 月 26 日（月）の 16 時 30 分からでお願いします。

局長

主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますので、ご確認ください。事務局からは以上です。

議長

それでは、以上をもって第 35 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。